

安全衛生管理体制の概要

業種 規模	<ul style="list-style-type: none"> ・ 林業 ・ 鉱業 ・ 建設業 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 運送業 ・ 清掃業 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 製造業 ・ 熱供給業 ・ 燃料小売業 ・ 通信業 ・ 自動車整備業 ・ 旅館業 ・ 電気業 ・ 機械修理業 ・ ゴルフ場業 ・ ガス業 ・ 各種商品卸、小売業 ・ 水道業 ・ 家具建具じゅう器等卸、小売業 	<ul style="list-style-type: none"> ・ その他の業種 		
1000人 以上						
300 ~ 999人						
100 ~ 299人						
50 ~ 99人						
10 ~ 49人						
1 ~ 9 人						

(注)・衛生管理者選任数は、労働者数50～200人で1人、201～500人で2人、501～1000人で3人、1001～2000人で4人、2001～3000人で5人、3000人を超える場合で6人必要です。
 ・下線の業種及びその他の業種のうち農水畜産業、医療業については第2種衛生管理者免許を有する者を衛生管理者として選任することはできません。